

「新型コロナウイルス感染症対策に伴う海技免状等郵送申請の取扱いについて」

1. 郵送申請の適用対象

本取扱いは、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技免状若しくは操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間の更新申請（登録海技免状更新講習又は登録操縦免許証更新講習の課程を修了した者による申請を除く。）、同等業務経験の認定申請、履歴限定の解除申請若しくは設備等限定の解除申請（以下「更新申請等」という。）又は海技免状等滅失再交付申請のうち、地方運輸局等の窓口において当該申請を行うことができない、やむを得ない事情があるものについて当分の間、郵送申請を認める。

この場合、当該やむを得ない事情を記載した書類を併せて提出させ、郵送申請の適用対象であることを確認する。

2. 措置の内容

(1) 総則関係

上記、乗船履歴による更新申請等及び滅失等再交付申請の郵送申請については、「海技免状及び操縦免許証の更新等に関する郵送申請手続き事務取扱要領」に準じて取り扱うこととし、更新等のための要件である乗船履歴を証する書類及び再交付のための本人を確認する書類は、(2) 及び (3) とする。

(2) 更新申請等関係

更新申請等については、通常、乗船履歴の確認のために船員手帳の提示を要するが、郵送により申請する場合は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条第1項第2号の船舶所有者又は船長の証明の送付をもって当該提示に代える。

この場合において、船員手帳（第一表から第四表まで、第六表及び第七表に限る。）の写し並びに同条第2項（船舶検査証書の写し等）及び第3項に規定する書類を添えなければならない。

(3) 滅失等再交付申請関係

海技免状等の滅失等再交付申請については、通常、運転免許証や船員手帳等の本人確認書類の提示により十分かつ慎重な本人確認を要することから、郵送申請に当たっては、本人確認書類の写しを送付するとともに、当該書類の写しに記載されている申請者本人の住所に宛てて、簡易書留等の郵便を送付し、配達記録の確認ができる郵送等の方法により、転送不要郵便物等として海技免状等を送付する。

- (例1) 有効な運転免許証の写しにより本人確認を行い、当該免許証の表面又は裏面に記載されている現在の住所に宛てて、封筒に「転送不要」と朱書の上、海技免状を同封し簡易書留により郵送。
- (例2) 有効な船員手帳（第一表から第四表までに限る。）の写しにより本人確認を行い、本人に宛てて送付された公共料金の領収書原本に記載されている現在の住所に宛てて、封筒に「転送不要」と朱書の上、海技免状及び領収書原本を同封し、簡易書留により郵送。

以上、不明な点があれば下記までお問い合わせ下さい。

北海道運輸局 海上安全環境部船員労働環境・海技資格課
TEL 011-290-2772 / FAX 011-290-1022